

禁止地域の適用区分表

地域区分	地域または場所	規則別表第1	関係条例または規則	
第1種	森林法により指定された保安林のある地域	1	条例第3条第4号	
	国立公園、国定公園の区域内の特別地域	2	条例第3条第7号	
	県立自然公園の区域内の特別地域	3	条例第3条第8号	
	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	4	条例第3条第10号	
	県自然環境保全地域	5	条例第3条第11号	
	道路及び鉄道などに接続する地域（第1種・第2種住居地域、準住居地域、近接商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く）で知事が指定する区域	6	条例第3条第13号	
	国道223号のうち宮崎県との境界から霧島市隼人町西光寺字釜迫の新川1号橋までの区間に接続する地域で、同国道の路端から両側100m以内の区域	—	規則第2条の2第3項第4号	
	県道霧島公園小林線、県道小林えびの高原牧園線及び県道霧島公園線の全区間に接続する地域で、これらの県道の路端から両側100m以内の区域	—	規則第2条の2第3項第9号	
	県道隼人加治木線の全区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100m以内の区域（起点から国道504号との交点までの区間に接続する区域に限る）	—	規則第2条の2第3項第16号	
	霧島市道牧園中央線の全区間に接続する地域で、同市道の路端から両側100m以内の区域	—	規則第2条の2第3項第21号	
霧島市道牧場横瀬線のうち国道223号との交点から霧島ゴルフクラブ入口までの区間に接続する地域で、同市道の路端から両側100m以内の区域	—	規則第2条の2第3項第22号		
禁止地域	第2種	第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域（各地域のうち国道及び県道の区域並びに国道及び県道の路端から両側20m以内の区域を除く）、景観地区、風致地区（曾木の滝風致地区）、特別緑地保全地区、都市計画法第41条により知事が建築物の建ぺい率に関する制限を定めた区域	1	条例第3条第1号
		景観法により指定された準景観地区であって、建築物等の規制をする条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域 ※指定なし	1の2	条例第3条第1号の2
		地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち第1種・第2種中高層住居専用地域を除く地域で知事が指定する区域 ※指定なし	1の3	条例第3条第1号の3
		文化財保護法により重要文化財、国宝、重要有形民俗文化財に指定された建造物及びその敷地並びに当該敷地の周囲5m以内の地域	2	条例第3条第2号
		文化財保護法により（特別）史跡名勝天然記念物に指定（仮指定）された地域	2	条例第3条第2号
		伝統的建造物群保存地区（知覧伝統的建造物群保存地区、出水市出水麓伝統的建造物群保存地区、入来麓伝統的建造物群保存地区、加世田麓伝統的建造物群保存地区）	2	条例第3条第2号
		県文化財保護条例により指定された建造物及びその敷地、史跡名勝並びにこれらの周囲で、知事が指定する範囲内にある地域	3	条例第3条第3号
		知事が指定する範囲→建造物の敷地及び史跡名勝の周囲5m以内の範囲	—	規則第2条の2第1項
		都市公園の区域及び社会資本整備重点計画法施行令に規定する公園又は緑地の区域	4	条例第3条第5号
		知事が指定する公園及び緑地の区域	5	条例第3条第6号
	鹿児島県奄美パークの区域	—	規則第2条の2第2項	
	鹿児島県上野原縄文の森の区域（条例第3条第2号に該当する地域を除く）	—	規則第2条の2第2項	
	保存樹林のある地域	6	条例第3条第9号	
	高速道路や自動車専用道路の全区間	7	条例第3条第12号	
	九州縦貫自動車道、東九州自動車道、南九州西回り自動車道	—		
道路及び鉄道などで知事が指定する区間 ※指定なし	7	条例第3条第12号		

禁止地域の適用区分表

地域区分	地域または場所	規則別表第1	関係条例または規則
禁止地域 第2種	道路及び鉄道などに接続する地域（第1種・第2種住居地域、準住居地域、近接商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く）で、知事が指定する区域	8	条例第3条第13号
	鹿児島本線、日豊本線、指宿枕崎線、肥薩線、吉都線、日南線、肥薩おれんじ鉄道線及び九州新幹線に接続する地域でこれらの鉄道の路端から両側100m以内の区域	-	規則第2条の2第3項第1号
	国道10号のうち霧島市隼人町野久美田669番7号地先から霧島市道丸岡鳴瀬戸線との交点まで及び始良市脇元字尾崎2024番地12地先から始良市と鹿児島市との境界までの区間に接続する地域で、同国道の路端から両側100m以内の区域	-	規則第2条の2第3項第2号
	国道220号のうち宮崎県との境界から志布志市道夏井1号線との交点まで、鹿屋市立花岡中学校正門前から同市立古江小学校付近の同市古江町643番8地先まで及び垂水市海淵1711番地1地先から霧島市道亀割牧之原線との交点までの区間に接続する地域で、同国道の路端から両側100m以内の区域	-	規則第2条の2第3項第3号
	国道226号のうち南さつま市笠沙町片浦字福山鼻16520番地10地先から同市坊津町坊字本ヲロノ尻4031番地1地先まで、指宿市開聞十町字筒ノ尻4840番3地先から県道川尻浦山川線との交点まで及び指宿市岩本字旧城山2700番口地先から指宿市と鹿児島市との境界までの区間に接続する地域で、同国道の路端から両側100m以内の区域	-	規則第2条の2第3項第6号
	県道川尻浦山川線の全区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100m以内の区域	-	規則第2条の2第3項第7号
	県道岩本開聞線のうち指宿市池田字古川迫4985番2地先から指宿市道入野仙田線との交点までの区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100m以内の区域	-	規則第2条の2第3項第8号
	県道国分霧島線のうち県道犬飼霧島神宮停車場線との交点から終点までの区間に接続する地域で、県道国分霧島線の路端から両側100m以内の区域	-	規則第2条の2第3項第10号
	国道448号のうち国道269号との交点から県道之内浦佐多線との交点まで及び肝付町波見字浦1538番地先から同町波見字堀内2417番地口地先までの区間に接続する地域で、国道448号の路端から両側100m以内の区域	-	規則第2条の2第3項第11号
	県道長崎鼻公園開聞線の全区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100m以内の区域	-	規則第2条の2第3項第13号
	県道指宿鹿児島インター線のうち指宿市及び南九州市に属する区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100m以内の区域	-	規則第2条の2第3項第14号
	国道269号のうち鹿屋市の高須大橋から南大隅町佐多伊佐敷4051番地先までの区間に接続する地域で、同国道の路端から両側100m以内の区域	-	規則第2条の2第3項第15号
	県道隼人加治木線の全区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100m以内の区域（起点から国道504号との交点までの区間に接続する区域を除く）	-	規則第2条の2第3項第16号
	県道鹿屋吾平佐多線のうち鹿屋市道古江東1号線との交点から鹿屋市道高須線との交点までの区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100m以内の区域	-	規則第2条の2第3項第17号
	国道504号のうち国道223号との交点（霧島市隼人町東郷字川原田1143番1地先）から県道隼人加治木線との交点（霧島市溝辺町麓字請口70番地先）までの区間に接続する地域で、国道504号の路端から両側100m以内の区域	-	規則第2条の2第3項第18号
	高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間に接続する地域で、これらの道路の路端から両側500m以内の区域	-	規則第2条の2第3項第19号
国道389号のうち黒之瀬戸大橋から蔵之元港までの区間に接続する地域で、同国道の路端から両側100m以内の区域	-	規則第2条の2第3項第20号	
県道東方池田線のうち指宿市池田字荷床2324番地4地先から終点までの区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100m以内の区域	-	規則第2条の2第3項第23号	

禁止地域の適用区分表

地域区分	地域または場所	規則別表第1	関係条例または規則	
禁止地域	第2種	県道吹上浜公園線の全区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100m以内の区域	-	規則第2条の2第3項第24号
		南さつま市道網揚1号線のうち南さつま市加世田高橋字一本松2755番1地先から同市加世田高橋字船場1936番2地先までの区間に接続する地域で、同市道の路端から両側100m以内の区域	-	規則第2条の2第3項第25号
		県道竜郷奄美空港線の全区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100m以内の区域	-	規則第2条の2第3項第26号
		県道鹿児島加世田線のうち日置市及び南さつま市に属する区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100m以内の区域	-	規則第2条の2第3項第27号
		河川、湖沼、渓谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域	9	条例第3条第14号
		大隅湖及びその湖畔から200m以内の区域	-	規則第2条の2第4項
		千貫平自然公園及びその区域に接続する500m以内の区域	-	規則第2条の2第4項
		港湾、漁港、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域	10	条例第3条第15号
		鹿児島空港及びその区域に接続する500m以内の区域	-	規則第2条の2第5項第1号
		その他の空港及びその区域に接続する100m以内の区域	-	規則第2条の2第5項第1号
	港湾施設及び港湾用地の区域	-	規則第2条の2第5項第2号	
	漁港施設及び漁港用地の区域	-	規則第2条の2第5項第3号	
	駅前広場の区域	-	規則第2条の2第5項第4号	
	官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、国公立の病院及び公衆便所の建物並びにこれらの敷地	11	条例第3条第16号	
	古墳、墓地	12	条例第3条第17号	
	社寺、教会及び火葬場の建物並びにこれらの境域	13	条例第3条第18号	
	第3種	第1種・第2種中高層住居専用地域（各地域のうち国道及び県道の区域並びに国道及び県道の路端から両側20m以内の区域を除く）	1	条例第3条第1号
		地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち第1種・第2種中高層住居専用地域で知事が指定する区域 ※指定なし	2	条例第3条第1号の3

制限地域の適用区分表

地域区分	地域または場所	規則別表第1	関係条例または規則
制限地域	第1種 道路及び鉄道など（条例第3条第12号に該当するものを除く）で、知事が指定する区間 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国道58号のうち龍郷町に属する区間</div>	1	条例第5条第1項第3号
		—	規則第3条第1項第8号
		2	条例第5条第1項第4号
		—	規則第3条第2項
	第2種 第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、田園住居地域のうち、国道及び県道の区域並びに国道及び県道の路端から両側20m以内の区域 第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち町村の地域 景観計画区域のうち町村の地域 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち町村の地域 道路及び鉄道などに接続する地域（条例第5条第2号及び第3条第13号に該当するものを除く）で、知事が指定する区域 ※指定なし 河川、湖沼、渓谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域（条例第3条第14号に該当するものを除く）で、知事が指定する区域 ※指定なし 港湾、漁港、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域（条例第3条第15号に該当するものを除く）で、知事が指定する区域 ※指定なし 鹿児島市、指宿市を除く県内の全市町村	1	条例第5条第1項第1号
		2	条例第5条第1項第2号
		2の2	条例第5条第1項第2号の2
		2の3	条例第5条第1項第2号の3
		4	条例第5条第1項第4号
		—	規則第3条第2項
		5	条例第5条第1項第5号
		6	条例第5条第1項第6号
		7	条例第5条第2項
		—	規則第3条第3項
	第3種 第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち市の地域 景観計画区域のうち市の地域 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち市の地域 道路及び鉄道など（条例第3条第12号に該当するものを除く）で、知事が指定する区間 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国道220号のうち東串良町、大崎町に属する区間</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県道川内加治木線のうち薩摩川内市永利町と同市樋脇町塔之原との境界から始良市蒲生町下久徳と同市住吉との境界までの区間</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県道串木野樋脇線のうち薩摩川内市樋脇町市比野字道下5672番4地先から終点までの区間</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県道市比野東郷線のうち起点から県道川内加治木線との交点までの区間</div> 道路及び鉄道などに接続する地域（条例第5条第2号及び第3条第13号に該当するものを除く）で、知事が指定する区域 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国道220号のうち東串良町、大崎町に属する区間に接続する地域で当該道路の路端から両側100m以内の区域</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県道川内加治木線のうち薩摩川内市永利町と同市樋脇町塔之原との境界から始良市蒲生町下久徳と同市住吉との境界までの区間に接続する地域で当該道路の路端から両側100m以内の区域</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県道串木野樋脇線のうち薩摩川内市樋脇町市比野字道下5672番4地先から終点までの区間に接続する地域で当該道路の路端から両側100m以内の区域</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県道市比野東郷線のうち起点から県道川内加治木線との交点までの区間に接続する地域で当該道路の路端から両側100m以内の区域</div>	1	条例第5条第1項第2号
		1の2	条例第5条第1項第2号の2
		1の3	条例第5条第1項第2号の3
		2	条例第5条第1項第3号
		—	規則第3条第1項第5号
		—	規則第3条第1項第11号
		—	規則第3条第1項第12号
—		規則第3条第1項第13号	
3		条例第5条第1項第4号	
—		規則第3条第2項	
—		規則第3条第2項	
—	規則第3条第2項		
—	規則第3条第2項		